

瀬戸内市立今城小学校いじめ防止基本方針					
令和7年4月策定					
いじめに関する現状と課題					
本校では、継続的で深刻ないじめは発生していないものの、言葉の取り違いや互いの考えや思いを十分に理解できないことなどが原因で、相手を強く非難したり、陰口をたたいたりするトラブルは起きているのが現状である。今後、これらのことがさらに深刻ないじめに発展しないよう、児童がいじめを自らの問題ととらえ、「いじめをしない・させない・放置しない」という意識を強くもてるようにすることが必要である。また、児童がいじめ問題に向き合い、主体的に改善しようとする意欲と解決に導く力を育成するためにも、教職員が研修を積み、指導力向上に努めていきたい。					
いじめ問題への対策の基本的な考え方					
○ いじめの定義 児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 ○ 共通認識 いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害である。 ○ 基本姿勢 ・いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくりに努める。 ・いじめの予防、早期発見、早期解決に努める。 ・いじめの早期の適切な対応を心がけ、当該児童の安全を保障し、指導体制を整え、解決に向けて家庭や関係諸機関と連携して取り組む。 〈重点となる取り組み〉 ・よりよい人間関係に基づく仲間づくりを核にした学級づくりを行うとともに、縦割り班活動を充実させ、思いやりのある豊かな心の育成を図る。 ・「いじめについて考える週間」や「人権週間」に関連した取組において、いじめを含めた人権問題に関する取組を進め、いじめを許さず、自他の人権を自分たちで守っていこうとする意識の高揚を図る。					
保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携			
＜連携の内容＞ ○ 学校の基本方針を学校HP上に公開したり、PTA総会等で説明したりして、いじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、必要に応じて学級懇談の時間を利用したいじめ問題の意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ○ 人権やいじめ問題等に関する懇談会や研修会を実施し、啓発に努める。 ○ 学校評議委員や安全安心ボランティア、一般の地域の方々に児童の学校外での生活に関する情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ○ 校内ルール等に、いじめ問題等の学校の相談窓口の紹介を掲載し、地域からの情報の活用を促す。	<table><tr><th>い じ め 対 策 委 員 会</th></tr><tr><td> ＜対策委員会の役割＞ ・未然防止、早期発見、いじめへの対処、学校の基本方針に基づく各種取組を中心となって行う。 ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・直後の職員会議や職員連絡会で全教職員に周知。緊急の場合は臨時の職員会議を開催して伝達。 ＜構成メンバー＞ ・校外 SC、SSW、PTA会長等 ・校内 校長、教頭、教務、生徒指導担当、養護教諭、人権教育担当、特別支援コーディネーター等 </td></tr><tr><th>全教職員</th></tr></table>	い じ め 対 策 委 員 会	＜対策委員会の役割＞ ・未然防止、早期発見、いじめへの対処、学校の基本方針に基づく各種取組を中心となって行う。 ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・直後の職員会議や職員連絡会で全教職員に周知。緊急の場合は臨時の職員会議を開催して伝達。 ＜構成メンバー＞ ・校外 SC、SSW、PTA会長等 ・校内 校長、教頭、教務、生徒指導担当、養護教諭、人権教育担当、特別支援コーディネーター等	全教職員	＜連携機関名＞ ・瀬戸内市教育委員会 ・岡山県教育庁人権教育生徒指導課 ・岡山県総合教育センター ・岡山教育事務所 ・児童相談所 ・医療機関 ・地方法務局 ・警察 等 ＜連携の内容＞ ・ネットパトロールによる監視 ・保護者 ・支援のための専門スタッフ（SSW等） ・子どもSOSレター ＜学校側の窓口＞ ・教頭 ＜連携機関名＞ ・瀬戸内警察署 ＜連携の内容＞ ・非行防止教室の実施（6年） ・定期的な情報交換 ＜学校側の窓口＞ ・生徒指導担当
い じ め 対 策 委 員 会					
＜対策委員会の役割＞ ・未然防止、早期発見、いじめへの対処、学校の基本方針に基づく各種取組を中心となって行う。 ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・直後の職員会議や職員連絡会で全教職員に周知。緊急の場合は臨時の職員会議を開催して伝達。 ＜構成メンバー＞ ・校外 SC、SSW、PTA会長等 ・校内 校長、教頭、教務、生徒指導担当、養護教諭、人権教育担当、特別支援コーディネーター等					
全教職員					
学 校 が 実 施 す る 取 組					
① いじめの未然防止	道徳教育及び体験活動等の充実 豊かな情操と道徳心や社会性を育むとともに自他の存在を等しく認め、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえる。児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実のため、効果的な取組の普及や教職員の指導力の向上を図る。 「いじめについて考える週間」を中心とした児童生徒による主体的な活動の支援 「いじめについて考える週間」を中心として、いじめの問題を自分たちの問題と捉え、自分たちで改善しようと努力する児童生徒の主体的な活動を全ての学校で推進し、いじめを許さない強い心を育てる。また、「いじめ防止ポスター・標語」の作成等を通して、いじめを許さない意識の高揚を図る。 いじめを許さない集団づくりと意識の醸成 いじめの未然防止の観点から、心理検査等を実施して学校生活における個々の児童生徒の満足感、意欲及び学級集団の状態を教職員が客観的に把握する。さらに、その結果を活用して主体的に参加できる学習活動や学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動を充実させることで、自己有用感や充実感を育み、いじめが起こりにくく、意欲的に学習や活動に取り組む集団づくりを支援する。 教職員の資質能力の向上と教育相談体制の充実 いじめ問題への対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力の向上を図るため、市教育委員会及び学校は、ネット上のいじめとその対処法に関する研修、カウンセリングやストレスマネジメント等に関する研修、発達障害や性同一性障害等の様々な事情、背景に起因するいじめの正しい理解に関する研修などを実施する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的知識を有する者の派遣により教育相談体制を充実する。 連絡協議会の設置による関係機関等との連携の強化 いじめ問題への対策が、関係者の連携のもとに適切に行われるよう連絡協議会を設置し、情報交換を行いながら、施策の実施状況や学校での取組について協議し、その改善を図ることで、学校、家庭、関係機関等の間の連携の強化を図る。 家庭への支援 いじめを防止することの重要性について保護者の理解を深めるため、3歳児健診や就学時健診、小学校の入学説明会、PTA研修会等全ての保護者が参加する機会を活用し、保護者が、主体的に学び合うことのできる研修を実施する。またこども・健康部と連携して育児相談の周知を図る。 ネット上のいじめについての児童生徒の教育や保護者啓発の促進 全ての児童生徒に対して、ネット上のいじめを防止し、トラブルに未然に対処ができるよう、情報モラルに関する指導を年間指導計画に位置付け実施する。また、保護者に対して、SNSに係る危険性やネット上のいじめについて認識を深めるため、授業やPTA研修等の機会に情報モラルに関する研修を実施するよう指導・助言する。 瀬戸内市いじめ防止基本方針による施策の点検・評価 市の基本方針に基づく施策が、実情に即して効果的に機能しているかを連絡協議会において点検・評価し、必要に応じてその内容を見直す。 学校評価の活用 学校評価において、評価項目としていじめへの取組を含めるものとする。その際、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、具体的な取組状況や達成状況を評価する。				
	② 早期発見	○ 定期的な調査等の実施についての指導 いじめを早期に発見するため、学校において児童生徒に対するアンケート調査や教育相談など定期的な調査等が行われるよう指導。助言を行う。 ○ いじめ相談体制の充実 市教育委員会はいじめについての相談を受け付け、児童生徒、保護者に対する相談体制の充実を図る。また、県の「24時間子供SOSダイヤル」や「いじめ問題相談窓口」、法務局の相談窓口や「子ども人権SOSミニレター」の周知を行うとともに、対応について連携をしていく。 ○ 「ネットパトロール事業」によるネット上の書き込みへの対応 県が実施する「ネットパトロール事業」の結果を該当校に連絡することで、早期にネット上のいじめに対処できる体制を整備する。			
③ いじめへの対処	○ いじめの解消 全ての学校がいじめを積極的に認知し、100%の解消を目指し、組織的に徹底して解消に取り組む。学校で実施した調査等で把握したいじめについては、学校において早期のきめ細かい対応を行う。 ○ 警察との連携 いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応をとるよう学校に対して指導・助言を行う。 ○ スクールソーシャルワーカー等を活用したいじめの背景要因への対応 児童生徒がいじめを行う背景要因に着目し、生活環境等の課題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカー等と連携しながら改善を図る。 ○ 岡山県教育庁人権教育・生徒指導課との連携 学校で実施した調査や相談窓口等で把握したいじめについては、まず学校において早期のきめ細かい対応を行うが、解決が進まない場合に、岡山県教育庁人権教育・生徒指導課と連携し、いじめ問題の解消を図る。 ○ 出席停止に係る措置 いじめられた児童生徒等が、安心して教育を受けられるようにするため、いじめた児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づいて出席停止の措置を講じる。 ○ いじめの当事者間の学校が異なる場合における連携協力体制の整備 いじめられた児童生徒といじめた児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめられた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめた児童生徒やその保護者に対する指導や助言を行うことができるようにするため、関係する学校間の生徒指導担当者の連絡会議を持つよう指導するなど学校相互の連携協力体制を整備する。				